

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔令和3年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和3年3月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第2 議案第5号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第7号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第8号 太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第10号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第11号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第12号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第13号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）（建設経済常任委員会）
- 日程第10 議案第14号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第15号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第16号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第17号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 議案第18号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第19号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第20号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準

並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第21号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第18 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について（分割付託）
- 日程第19 議案第23号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第24号 令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第21 議案第25号 令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第22 議案第26号 令和3年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第23 議案第27号 令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第24 議案第28号 令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第25 議案第29号 令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第26 議案第30号 令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第27 議案第31号 令和3年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第32号 令和3年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について（総務文教常任委員会）（環境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第31 議案第35号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第32 議案第36号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 発議第1号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第34 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |    |           |    |          |
|----|-----------|----|----------|
| 1番 | 柳原 莊一郎 議員 | 2番 | 宮原 伸一 議員 |
| 3番 | 舩越 隆之 議員  | 4番 | 徳永 洋介 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 議員   | 6番 | 堺 剛 議員   |

7番 入江 寿 議員  
9番 小 嶋 真由美 議員  
11番 原 田 久美子 議員  
13番 長谷川 公 成 議員  
15番 門 田 直 樹 議員  
17番 村 山 弘 行 議員

8番 木 村 彰 人 議員  
10番 上 疆 議員  
12番 神 武 綾 議員  
14番 藤 井 雅 之 議員  
16番 橋 本 健 議員  
18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	清 水 圭 輔
教 育 長	樋 田 京 子	総 務 部 長	山 浦 剛 志
総 務 部 理 事	五 味 俊 太 郎	市 民 生 活 部 長	濱 本 泰 裕
都 市 整 備 部 長	高 原 清	公 営 企 業 担 当 部 長 兼 上 下 水 道 課 長	百 田 繁 俊
観 光 経 済 部 長 兼 国 際 ・ 交 流 課 長	吉 開 恭 一	観 光 経 済 部 理 事 (V字回復担当)	東 谷 正 文
健 康 福 祉 部 長	友 田 浩	健 康 福 祉 部 理 事 兼 高 齢 者 支 援 課 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	田 中 縁
教 育 部 長	菊 武 良 一	教 育 部 理 事	堀 浩 二
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	川 谷 豊	元 気 づ くり 課 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	白 田 美 香

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議 会 事 務 局 長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	斉 藤 正 弘	書 記	岡 本 和 大
書 記	井 手 梨 紗 子		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては、指名推選委員会を設置し付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） おはようございます。

選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」は、指名推選委員会を去る3月16日に開催し、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしました。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推選案を基に審査を行いました。

審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に青柳良輔氏、今福まさえ氏、小野隆弘氏、村山雅子氏、補充員に土師節子氏、榊香織氏、江島美枝子氏、西嶋良信氏を指名することで全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものとしております。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

お諮りします。

指名推選委員会において指名された方を当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、指名推選委員会において指名された方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に青柳良輔氏、今福まさえ氏、小野隆弘氏、村山雅子氏、補充員に第1位土師節子氏、第2位榊香織氏、第3位江島美枝子氏、第4位西嶋良信氏、以上のとおり決定しました。

なお、当選人には、太宰府市議会会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第5号 市道路線の認定について

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、議案第5号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第5号「市道路線の認定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

路線名高雄団地14号線は、梅ヶ丘公民館の南側に民間の開発行為により設置された道路であり、道路形態が認定基準に適合するため、延長64.07m、平均幅員6.88mについて市道路線に認定するものと説明を受けました。

執行部からの説明の後、委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認をしました。

委員から、この道路は開発事業者から寄附されるものであるが、もし不具合が発生した場合はどのようなになるのか質疑があり、執行部から、開発業者には契約で基本的に3年間の瑕疵担保責任があると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第5号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第5号は可決されました。

(可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第8まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第3、議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第8、議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第7号から議案第12号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」の2件は、関連があることから一括議題として審査しました。以下、報告します。

両施設は、現在シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメント・アシックスグループを指定管理者としているが、その期間が令和3年3月31日で満了となることから、10月9日から11月12日にかけて次期指定管理者の公募を行い、その結果、2社から成る1グループより応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査並びに市における協議を踏まえ、指定管理料の適正化や利用料の見直しを図り、シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループを指定するものであるとの説明を受けました。指定期間については、令和3年4月1日から5年間であるとのことでした。

両案件の審査においては、多くの質疑を行い、執行部へ回答を求めました。その主な内容を報告します。

まず、委員から、12月定例会に上程しなかった理由は何かとの質疑がなされ、執行部からは、本来であれば、令和2年11月に開催した指定管理者候補者選定委員会の審査結果を受け、12月定例会に指定案件を上程するところであったが、上程直前になり、現指定管理者から平成29年度及び平成30年度に提出された月次報告書において書類の不備が判明したことから、その

内容確認を行い、是正を行う必要が生じたため、急遽上程を取り下げ、今定例会での提案となったとの回答がありました。

次に委員から、書類の不備については訂正がなされ、上程するに至れるとの判断で上程されたのかと質疑がなされ、執行部から、当時は清掃担当者が西鉄ビルマネジメントを通さずに直接シンコースポーツに報告していたが、現在は作業終了時に西鉄ビルマネジメント本社所属部署へ報告し、チェック後にシンコースポーツに提出するよう改めている。また、12月から当面の間、西鉄ビルマネジメント代表取締役社長が当該部門の書類、伝票など全てに目を通し確認、チェックを行い、シンコースポーツでも両施設長がダブルチェックし、疑義が生ずれば再確認を行っている。併せて、スポーツ課でも担当係長、課長によるチェックを行う等、現在はチェック機能の強化を図っているとの回答がありました。

次に委員から、仮に今定例会にて否決された場合、再公募が行われるだろうが、いつの上程となるか。また、総合体育館が新型コロナワクチン接種会場に予定されているが、指定管理者が決まるまでの間、市単独での運営は可能かとの質疑がなされ、執行部から、仮にそのケースとなった場合、再公募を行い、改めて選定委員会を開催し、候補者の選定後に議会に諮る必要があるため、早くとも6月議会を経た7月ぐらいになるのではないかと想定している。また、指定管理者の役割は、現在主にソフト部門である運営であり、民間のノウハウを市側が持ち合わせていない状況であるため、かなり難しいと考える。また、維持管理については、事業所等を確認の上、すぐに維持管理の業務をしてもらえるかということ、タイムスケジュール的に厳しいのではないかと考えているとの回答がありました。

次に委員から、令和2年と令和3年の当初予算を比較すると、指定管理料が15%ほど上がっている。指定管理料はどのように適正化を行ったのかとの質疑がなされ、執行部から、まず公募をかけた段階で候補者のほうから指定管理料の応募額が提示されたが、そのままの額ではなく、候補者と協議をした上で、適正化として約500万円削減を行った。また、利用料金の見直しによる利用料の増収に伴う指定管理料の削減ということで、合わせて1,000万円の削減を図っている。前年度予算との比較では少し増額になっているが、応募額よりは1,000万円の削減を図ったところであるとの回答がありました。

次に委員から、そもそも公募に対して1共同企業体みの応募という状況で、例えば指定管理料がほかの相場と比べて低過ぎるために入札の競争性が働かず、多少レベルの落ちる指定管理業務になってしまうことはないか。金額面と照らし合わせて過度な削減をしていないかとの質疑がなされ、執行部から、公募をかける際に指定管理料の上限額を示すが、過去5年間の実績を基に積算した内容となっており、特に過度に低いということはないと考えている。また、今回の公募について、市ホームページ上で周知を図ったが、実際の応募は2社から成る1グループのみであり、ほかの指定管理業者も今年度公募があるということは分かってあったと考えるが、事前の問合せ等も市スポーツ課のほうには特になかった状況であるとの回答がありました。

次に委員から、令和3年度から専門職の会計年度任用職員を雇用し、チェック機能の強化を図るとのことだが、建設または機械や電気関係のどちらを選ばれるのかとの質疑がなされ、執行部からは、施設の維持管理における電気設備等だけでなく、躯体老朽化への対応やスポーツ課における施設に関する対応も様々な事案が発生していることから、専門職の募集をかける際には、建築士、技術士、施工管理技士、土木施工管理技士または設計や建築、土木、設備工事の発注支援等業務に3年以上従事した経験がある方ということで幅広く人材を集めたとの回答がありました。

次に委員から、指定管理者が施設利用について市民からアンケートを取るようになっていいる。今回、公募に当たって業者と話をする際、改善してほしい点をアンケートに基づいて市側も協議されていると考えるが、その内容はどの質疑がなされ、執行部からは、毎年アンケートを実施しており、非常に高い評価を得ている。特にソフト面については、非常に対応していただいていると評価をしている。また、史跡水辺公園については、施設が老朽化していることによる施設に対する要望が多い状況であるため、その点につき今回の指定管理者からの公募内容についても、施設の修繕等について計画的に行うことで、その類いの計画書づくりが1つ提案されているところであるとの回答がありました。

次に委員から、協定書に条ずれが起きた理由や条ずれによる記載誤りで契約からおかしな状況となっていたことは、第26条にある「お互いの合意をもって」という規定等で修正に関して受任者との合意はできたのか。また、遡って無効となるかなど、締結から今後の有効性、それらを専門家、弁護士に確認したかなどの質疑がなされ、執行部からは、総合体育館の協定書第1条で、「総合体育館条例第14条に基づき」とすべきところを「第10条に基づき」としている記載誤りがあった。この条ずれが起きた原因は、総合体育館に先行して協定を締結していた史跡水辺公園の協定書を、そのまま参考に総合体育館に活用して作成を行ったがために発生したものと考えている。次に、記載誤りの訂正は、代表企業のシンコースポーツ九州に確認を行い、構成企業合意の上で協定書の訂正準備を進めている。現在4者協定になり、太宰府市、シンコースポーツ、西鉄ビルマネジメント、アシックスそれぞれが保有する協定書の原本を1つに集め、1文字訂正、そして4者の押印をするということで準備を進めている。対応の有効性については、締結から現在並びに協定期間内まで有効であり、法的には問題がないとしている。弁護士等への確認については、市の顧問弁護士にこの案件の確認を行い、法的には問題がないということで確認が取れているとの回答がありました。

次に委員から、第7条で業務の要領を作成するよう決められているが、それらがなくないことについての質疑がなされ、執行部からは、協定書の第7条にて、業務要領を受任者が作成し、委任者の承認を受けなければならないということが明示されているが、実際のところは作成がされていない。現在までは仕様書並びに事業計画書に基づき業務の遂行を促していた。ただ、その分では十分ではないところもあったと考えており、今後は業務の整理を行う上で、どのような方策が適切であるかを再確認し、改善に努めてまいりたいとの回答がありました。

次に、いろいろな業務があるが、それぞれ法令によって定められた有資格者は配置されているかとの質疑がなされ、執行部からは、法令に定められた有資格者は確保しているとの回答がありました。

次に委員から、総合体育館は新型コロナウイルスワクチンの接種会場としての役割があると考えますが、その際の指定管理者の役割は、通常に加えての役割となるのかとの質疑がなされ、執行部からは、国からのワクチン配布状況や医療機関などとの連携の在り方などにより変更となる場合があるものの、1階がワクチン接種会場、2階アリーナ及び3階観覧席については引き続き開放という形を取ることから、現時点での指定管理者の役割は、基本的には2階、3階部分の管理を予定している。1階部分はワクチン接種対応という形で、指定管理者とは別な形で対応するところで現在調整を図っているとの回答がありました。

また、質疑の最後には、執行部より、今回発生した事象については、書類を提出した西鉄ビルマネジメントには猛省を促しているが、市のほうでもチェック機能が十分に働いていなかったことも大きな要因であり、館を管理する必要な経費は全て税金で賄っていることを改めて職員自らが襟を正し、今回のようなことが二度とないように対応していきたいとの説明がありました。

議案第7号についてのその他質疑、討論を終え、採決の結果、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

議案第8号についても、その他質疑を行い、討論では、ワクチンの接種会場でもあり、利用者も上昇傾向であるため、きっちりとした管理をしていただきたいという願いがある。市の管理体制も今後きっちりとチェックしていただくよう強く要望するとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第8号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、職員の勤勉手当における算定方法の一部見直しに伴うものであります。勤勉手当は、勤務成績に対する能率給的な性格を有するもので、現行の算定方法の基礎額は、給与月額、地域手当、扶養手当の合計額となっている。このうち勤務成績とは直接関係のない扶養手当を勤勉手当の基礎額とすることは適当ではないとの考えから、国、県においては基礎額から扶養手当を除外しており、本市においても支給基礎額の算定から扶養手当を除く条例改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員からは、労使合意は取れているのかなど質疑がなされ、執行部から、労使合意の下、進めている。本改正により影響を受ける職員への激変緩和措置などをどう取り扱うかの詳細について、職員団体との協議を続けていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、新型コロナの影響で常時の勤務にプラスアルファが出ており、職員も大変であることから、期末手当の予算が減ったからそのまま別の予算に回すのではなくて、適正な勤務時間外手当ができるように検討していただきたいと賛成討論がありました。

採決の結果、議案第9号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」。

太宰府古都・みらい基金条例は、平成21年9月議会で議員発議により制定され、現在では令和3年3月31日までの適用期間となっている。本条例は、その適用期間を3年間延長し、令和6年3月31日までと改正するものであるとの説明を受けました。

委員からは、この基金を取り崩した事業の報告がない、使っていく計画があるのかなど質疑がなされ、執行部から、取り崩して事業に使ったという実績はない。今後については、基金の条例で定められている使途に従い検討していきたいとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、有料公園施設である太宰府歴史スポーツ公園弓道場の12月から2月の期間の利用時間を、現在18時までとしているところを、スポーツ振興並びに施設の有効活用の観点から21時30分までに見直すものであるとの説明を受けました。

委員からは、ほかの公園、スポーツ施設も含め、期間によって時間が区切られており、使える時間が短くなったり長くなったりすることで利用者には使いにくさがあると思うが、どう考えているかなど質疑がなされ、執行部から、まずは施設の有効活用という視点を第一義に考えている。弓道場については照明施設もあることから、有効活用を図るべきだという判断に至っている。季節によつての時間を扱う施設として北谷運動公園などがあるが、野外施設ということもあり、冬場の利用者が少ない。利用時間については調整しているが、冬場でも夜実施したいなどの利用者ニーズが高まってくれば、有効活用する改善を図ってきたいとの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、利用者が多くなる7月1日から8月31日までのプール使用料について、利用者の約6割を占める市外利用者に対し、市内利用者との公平性の担保とコロナ対策として密集を是正するため、他のスポーツ施設同様、市内者と市外者の使用料金に格差を設けることに伴う改正であると説明を受けました。

委員から多数質疑があり、以下、主な内容を報告します。

まず、史跡水辺公園ほどの規模で、市外者の利用料金が2時間で920円という高額な金額となるが、その算出根拠は何かとの質疑がなされ、執行部から、他のスポーツ施設は基本的に市外利用者は市内者料金の2倍という設定をしており、それを基準に提案しているとの回答がありました。

次に委員から、コロナ対策の3密回避としてどの程度減る想定をされているか。減れば減収

になると考えるが、試算はどのようにされているかなど質疑がなされ、執行部から、市外利用者の7、8月の料金を倍に設定することで500万円の利用増収を見込んでおり、その分、指定管理料500万円を削減したという流れとなる。2倍にすることによって想定している市外利用者は、一、二割ほど減少するのではないかと積算しているとの回答がありました。

次に委員から、市外利用者が全体の6割を占め、それにより指定管理料も抑えられてきたと考えることができる。アスレチックジムを除くと、そちらが密集になると考えるが、なぜプールだけなのかとの質疑がなされ、執行部から、野外プールが現在は7月、8月の短期間での活用しかできておらず、今後どのような形で運営を行うかも併せて検討していくが、その点も踏まえ、利用者の6割強を占める市外利用者の料金を2倍に設定した上で、どれだけの利用があるかということも今後どう生かしていくかを考え設定しているとの回答がありました。

次に委員から、どのように市内者と市外者を見分けるのかとの質疑がなされ、執行部から、窓口にて身分証明書を提示してもらうことを想定している。持参されていない場合は、窓口を用意する受付簿等に住所を記載していただき、そちらで確認することを想定している。県内他市でこのような対応をしてあり、参考にしつつ、よりよい方策を求めていきたいとの回答がありました。

次に委員から、920円は子どもを連れて保護者が千円札を1枚出さないといけないわけで、高いと考える。どう考えているのかとの質疑がなされ、執行部から、2倍で2時間だと確かに920円となり、その金額を聞くと高いと感じると思うが、太宰府市は近隣市と違い、時間設定を1時間設定としている。実際に2時間で利用される方はかなりの少数派と捉えており、1時間で2倍になっても、他市の2時間400円と金額はそれほど変わらない。そのような意味で、実質的に負担していただく金額は、近隣市のプールと比べて高いことにはならないと考えている。また、市民の方はそれ以上に安い価格で利用していただけることとなるため、市外の方まで近隣市と比べて極端に安い料金でサービスを提供するのは難しいということで2倍にしている。料金の見直しを様々進める中で、実際2時間で払っている方、1時間で払っている方がどのくらいの割合かを分析し、今現実に2時間460円を払っている方がかなりの少数派だということで、2時間920円という形で使われる方は多分ないと考え、実質的な負担額が近隣と比べて極めて重い負担になることにはならないという判断をしている。通年で2倍とすることも選択肢として検討したが、夏季期間に限定して料金を上げる判断としたとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、今後混雑が予想され、受付対応が非常に大変になると考える。そこを職員にも現場に赴くなどで把握していただきたい。市民プールの現状を本当に把握しているか疑問に思う。受付対応のきちんとした整備をされた上で行っていただきたいとの賛成討論がありました。

また、もう一件の討論では、執行部の回答に施設利用の時間は1時間の方がほとんどで、2時間使われる方が二、三割という話があったが、1時間で我慢している利用者もあると考え

る。時間設定を限定することや市外者料金を2倍にする案は、今回突然出てきたものである。執行部の回答にこれからいろいろ検討していくという趣旨の回答があったため、引き続きそれをお願いしたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5 番 笠利毅議員。

○5番（笠利毅議員） 議案第7号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論を行います。

総務文教委員会での審議過程で示されたように、本議案及び次の第8号議案に係る施設の管理運営に当たっては、あまりにも多くの基本的な手落ちがあつたことが明らかになっている。また、遅くとも12月には提案されるべき指定議案が、直前に判明した書類の不備が理由で3月まで遅れることにもなった。12月の時点では、議会に可決を求めることはできない状態と執行部自身が判断していた、そう受け止めるのが自然である。したがって、本議案への賛否については、否決されるべき提案内容が可決を求めるに値するまでに改善したと議会が確信できるほどに事務が進められ、併せて議会への説明が行われたかどうか、これを基準としたい。実態の

改善を判断材料とはしないということであり、比較的甘い基準である。

仮にこの議案が本定例会で否決された場合、再公募をして指定管理者を選定し直すのは、6月議会を経て7月ぐらいになるという説明が総務文教委員会でもなされた。12月議会から3月議会まで既にそれと同じだけの時間が経過しており、再公募をしていないことを加味すれば、万全の議会提案を行うに十分な時間があつたと考えられる。

一般質問で私は、指定管理者制度の運用について質問を行った。本議案に関連することは意識していたものの、議案への賛否についてはその時点では中立的であった。その中で、仮協定は結んでいないとの答弁に私が絶句したことをご記憶の方もおられよう。

五味理事の答弁にもあつたように、私も指定管理者制度運用ガイドラインは一定の時間的幅を持って理解されるべきものと考えている。ただし、今は本来のタイムリミットである12月を過ぎ、もはや一刻の猶予もない3月である。本議案の上程に当たっては、上程前に済ますべきとガイドラインに明記されている事柄については当然済まされていると疑いもせず、あとは本協定へと書き換えれば済むだけの仮協定を結んでいますと言えらるぐらいの準備はできているものと想定していた。そこまで事務が進められ、かつ協定の内容が今後の堅実な施設運用を確信させるものであれば、議会を説得する最善の材料となつたであろう。しかし、それがそもそも存在しないということは、せめてもの説得材料をそろえる必要も認めていなかったと受け取らざるを得ない。いや、議会云々以前に、今後の施設運営、市民サービスに責を負う市と指定管理者の双方がしっかりと協定を必要としているはずである。どうも私はお人好しに過ぎたようです。

ガイドラインは法的な規定では内部分を含むものであろうから、法に抵触するような事務執行になるのではというような推定はしていない。また、行政の事務執行能力をガイドラインによってはかろうとも考えてはいない。総務文教委員会でも説明されたような努力を今後も重ねることで、事務執行レベルの向上を常に図っていただければ、それでよい。

しかし、市の行政事務の自己規律の確かさをはかる基準としてガイドラインは重要である。本来ぎりぎりのタイムリミットである12月までになされるべきことが、諸般の事情で3月になってしまうのであれば、3月には12月までに済まされるべき事務を終了させておくのは最低限の要請であり、最低限の説得材料であると自覚してほしい。

以上述べたことから判断すると、本議案は十分な実務上の準備あるいはその努力がなされた上での提案と考えるべきではない。したがって、今後の5年間の市民サービスの向上は担保されていないと考えざるを得ず、本議案には反対する。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

本議案の指定管理者となる団体については、現行の管理業務における度重なる管理書類等の不備が明らかになったことから、本来ならば12月議会に上程されるどころ、業務の改善に所要

の日数を要し、このたびの3月議会になったとのことでした。

このような状況から、指定期間の5年間、同団体に当該施設の管理を行わせるに当たり、その良好な管理運営の履行を担保するため、議会と執行部が取るべき手段についてここで確認しておく必要があると考えます。

まず、議会としては、監査委員に対して同施設の管理運営状況について、特に現行の管理業務で問題があった分野については、監査を求め、その報告を請求する地方自治法に定めるところの監査請求権の発動が想定されます。

また、委任者である執行部としては、指定することが不相当と認められる場合は、期間内であっても指定管理者の取消し、変更も可能であり、管理運営状況のいかんによっては厳しい措置も辞さない姿勢を示すことが必要です。

以上、良好な管理運営を担保するための手段の実行も念頭に、委任者、受任者ともに一層の厳しい覚悟で臨まれることを厳にお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 委員会では委員長として討論、採決に加わっておりませんので、ここで討論いたします。

議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」、賛成の立場で討論します。

先ほどの報告でも述べましたが、委員会では、書類の不備を理由として12月定例会に上程しなかったこと、協定書の条ずれや業務の要領が作成されていないこと、開館から日の浅い時期の修理、交換に対する疑問、それらが多かったことですね、などに委員から疑義があり、審査に多くの時間を費やしました。

また、3月3日の委員会開催時には分からず、後日判明したことに、仮協定が結ばれていないこと、有資格者の配置について、開館当初に空白の時期があったことがあり、急遽総務文教常任委員会協議会を開き、市の説明を求めました。

これらの疑問に対して多くの説明を受けましたが、十分かつ適正であったかはいま一つ引っかかることもあります。例えば、今笠利議員が言われたような仮協定の締結ですね。ただし、仮協定に関しては、公募で応募者多数のときに指名候補者を1つにすることを明示するために行うという説明も聞いております。

また、当初の有資格者の不在に関しては、そもそも指定管理者というよりも、市の責任が大きいと、担当の、と考えますことと、国のほうに相談に行き、一定の解決を見ているという報告を受けております。

そこで、今後、委任者、受任者ともにチェック機能の強化を行っていくこと、これは肯定的

な理由ですが、弁護士の判断を求め、法的には問題ないと確認していること、現在法令に定められた有資格者は確保していること、また現在の指定管理者について毎年アンケートを実施しているが、非常に高い評価を得ていること、特にソフト面についてはよく対応し、問題が見られないことなどが賛成の理由です。

委員会では、仮に今定例会で否決された場合、指定管理者が決まるまでの間、市単独での運営は可能かとの質疑に対し、市は難しい、すぐにはできないという旨の回答をされております。

市総合体育館は、新型コロナウイルスワクチン接種会場に予定されており、その前提で準備が進められているところです。今回の指定管理者の指定では、委任、受任双方の事務的な手続と施設ハード面の管理が問題であったと考えます。今後は猛省とともに、議会に対し示された改善策、対応を遵守していくことを求め、賛成とします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対1名 午前10時37分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論を行います。

さきの第7号議案と本議案は一対をなすものであり、第7号議案と同様の理由で反対します。

なお、総合体育館については、ワクチン接種会場ということも考慮した上で反対します。

ワクチン接種は、本来的に市の責任で行われるべきものであり、指定管理者指定の問題とは独立に考えられるべきものと考えています。また、そのように計画も立案されるべきものとも考えています。やむを得ないと当面の事情を理由に、長期的な課題からの免責を行うことになりかねない結論を出すことはしない。その選択をしています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 議案第8号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」、賛成の立場で討論いたしますが、一言苦言を呈したいと思います。

太宰府市総合体育館とびうめアリーナは、平成28年11月に開館され、シンコースポーツを含む3社の共同企業体が指定を受け今日に至っております。総合体育館は、市民の皆様の健康増進のためのスポーツ教室やバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道などのスポーツ事業、また文化的な事業、さらに災害時における避難所として多岐にわたる機能を併せ持った有意義な施設であります。

さて、このたび数名の市民の方々から、総合体育館についての維持管理に問題ありというご指摘を受けました。例を挙げますと、保安規定の手続の遅延や変更届の不備、また事業計画書において安全確保をうたっているものの、点検箇所や正確な記録がないなど曖昧さが浮き彫りになり、行政のチェックの甘さ、ずさんさに憤りを禁じ得ません。このことに対し大いに反省し、襟を正していただきたいと思います。

もし指摘がなかったら、公金の無駄遣いをするところでしたが、建設的なご意見にむしろ感謝しなければなりません。今後は指摘を受けたことを真摯に受け止めていただき、一日も早く厳格な維持管理体制を構築していただきたいと思います。

結びに、改善に当たっては、電気、水質、空気環境などに強い経験豊富な専任者の採用を強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

総合体育館と史跡水辺公園プールの指定管理が同一団体による一体管理となりますので、議案第7号と同じ理由により同議案に賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありますか。

6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

今回の議案については、昨年より市民相談を受ける中、多くの資料を基に疑義申立てがございました。このことを受けて、私も議員として所管並びに市のほうへ聞き取りを行い、意見、要望等をさせていただき、課題解決へ向けて取り組んでまいりました。そのことに対して、問題解決に向けて一定の是正対応をしていただいたことは感謝申し上げます。

ゆえに、今回の議案に対して是正課題を全面解決して議案上程を望んでおりました。内容詳細については割愛させていただきますが、今後の契約を執行する上で様々な問題点がまだまだ散見している事実があると思います。しかしながら、法令遵守の観点から、法令違反や財政上の不利益を与えているとまでは言い難いと思いますので、今回は賛成させていただきます。

したがって、今回の事案を通して、本市の指定管理者契約等については、今後市民利益の観

点から公益性、客観性、適合性を踏まえて評価検証できる仕組みが必要であると思います。

最後に、効果検証できる機能を検討していただくことを強く要望させていただき、賛成討論とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

1 番柳原莊一郎議員。

○1 番（柳原莊一郎議員） 議案第 8 号「太宰府市総合体育館の指定管理者の指定について」、賛成の立場から討論をいたします。

今回の総合体育館指定管理者選定の経緯で発生した問題は、市の指定管理制度の在り方に大きな疑問を感じるものでした。多くの指摘の中で、特に指定業者から提出された報告書の不備や施設修繕費の使途に根拠が欠ける点などは、チェック機能が働かず見過ごされたものであり、指定業者に対する市の管理体制の不十分さが招いた結果であると言わざるを得ません。

また、指定業者においても、ガイドラインに基づく業務内容を認識していたにもかかわらず、書類提出を簡略化するなど、業務がしっかりと遂行されていたのか甚だ疑問があります。

さらに、今回は総合体育館の指定管理で問題が浮き彫りとなりましたが、他の公共施設の指定管理にも問題が含まれているのではないかと懸念がされます。

今後は管理マニュアルを作成し、十分な管理体制を整備し徹底を図るとのことですが、しっかりと内部協議していただき、指定管理でこのような問題を再び起こすことがなく、制度の信頼回復に取り組まれるよう強く要望いたします。

問題点のあった指定管理者選定ですが、ワクチン接種会場として本施設が利用されることと、今後の市民の健康増進、スポーツ振興など市民全体の将来の利益を確保するとする本来の趣旨、並びに制度が改善、充実の上に継続されることが望ましいとの観点から、真に本意であるとは言えませんが、本議案について賛成をいたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第 8 号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対 1 名 午前10時44分〉

○議長（陶山良尚議員） 議案第 9 号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時44分)

○議長(陶山良尚議員) 議案第10号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時45分)

○議長(陶山良尚議員) 議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 議案第11号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論します。

弓道にとって弓道場は必須の施設であり、弓道場にとっては弓道に親しむ人に使っていただけることこそが存在意義です。この点で、今回の条例改正は望ましい方向での改正です。この改正を機に、利用団体の皆さんも積極的に弓道の裾野を広げる活動に取り組んでいただけたらなど期待します。

他方、今回の提案は、現在の主たる利用者と弓道の大会スケジュールに合わせた条例変更と受け止めています。一般論としては、条例を個々の事情に合わせて変更していくことには慎重であるべきだと考えています。

また、冬場の利用時間の延長を内容とする条例改正ですが、火気の管理など気になる点はあ

ります。

さらに、弓道場は歴史スポーツ公園という大きな公園の一施設でもあり、他の施設あるいは歴史スポーツ公園そのものの管理の在り方と常に一体的に利用法が検討されるべき施設であるとも思います。

したがって、今回のような部分的な公園条例の改正であっても、本来なら協議会なり審議会なりによる客観的なあるいは俯瞰的な議論を踏まえて判断する体制を整えていくことが、今後は大切になっていくと考えています。

懸念点も上げましたが、ともあれ弓道を楽しむ人が増え、大会成績の向上にもつながることを期待して、会派として賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

○議長（陶山良尚議員） 議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

5 番 笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議案第12号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論を行います。

市民プールの料金設定について、夏季に限り市外利用者の料金を上げるという提案である。まず、市内外の負担の公平性という提案理由からは、夏季に限るということが説明できない。次に、コロナ対策で密集を是正するという説明からは、恒久的に条例を変更する必要があると説明できない。いえ、夏場だけは市外からの利用者が多いから限定するのですというのであれば、要はお金を取りたいからというだけの話になるか、夏季以外はサービスしますという話で受け取られてしまう。これでは受益者負担の在り方、コロナ対策という説明の根幹をなす部分が不必要になる。

ほかの施設と同様にもと説明されているが、どのように同様に扱うべきかの議論が先に立つ

べきである。明らかに検討が不十分な提案と考えられ、賛成することはできない。

市民の日常生活に直結する問題であるという点、次に実質的に市外者をターゲットとした料金改定であることから、太宰府市の広域的な連携に関する姿勢の表明と受け取られかねない、誤解されかねないという点などを懸念します。

こうした諸点が総合戦略を基盤とした今年の施政方針と、その先に見果たす、見下ろすべき町の将来ビジョンにとってマイナスに働くベクトルを持っていることも強く懸念します。

まほろば号の一部料金改正案などもあります、同様の懸念を持っています。

戦略的な取組を前倒しで進めていくとも見えるので、その意欲的な点は評価しますし、公共施設の料金設定は、財政の現状と将来を考えると再検討を避けて通れないことも理解しています。

しかし、議員の多くが唐突な提案とこの議案を受け止めたのではないかと私たち会派は感じており、それは市民にとって身近な問題の決定過程が明らかにされていないという気持ちの表れであると考えています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略46ページの公共施設使用料の見直しの検討に従えば、今年はまだ見直し内容の検討の時期です。その段階にとどまって、しっかりと歩みを進めるほうがよい。提案は時期尚早であると判断し、会派として議案には反対いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第13号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に分割付託されました議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

本条例は、高齢者の施設入所に関して、原則介護保険制度が適用されるが、特別な事情がある場合に限り、老人福祉法第11条を適用して措置入所とすることができるとなっている。その際の入所措置の必要性の判定については、厚生労働省の指針により、当該高齢者の心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案して適切に行われるよう努めることとされており、医療や介護の専門職による意見を聞くものとするとしていることから、老人ホーム入所判定委員会を設置することとなった。そこで今回、太宰府市老人ホーム入所判定委員会を附属機関として追加するため、条例改正を行うとの説明を受けました。

委員から、措置入所者は何名いるのかとの質疑がなされ、執行部より、令和3年2月末現在で5名措置しているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第13号についての報告を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託されました議案第13号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

太宰府市地域水田農業推進協議会は、都市近郊の特性を生かした作物振興等を図ることを目的として設置されているが、一方で、国が推進する経営所得安定対策事業の実施主体として、当該事業推進に関わる補助金を市を通して受給していた。このことから、その位置づけを整理する必要が生じ、市の附属機関から除外するものと説明を受けました。

また、同協議会は、本市の農業施策を議論する上で最も重要な機関の一つとして考えており、附属機関からは除外されるが、国が示す経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づき、都市近郊農業の振興及び担い手の育成等についても、市と一体となってこれまで以上に活発な議論を展開していく予定であると併せて説明を受けました。

委員から、この協議会は重要な機関の一つであると説明があったにもかかわらず、市ホームページの同協議会の名簿が平成29年度以降更新されていないと指摘があり、執行部から、直ちに更新すると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号の当委員会所管分につきまして、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第16まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第10、議案第14号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小畠真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号から議案第20号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第14号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、国分第3学童保育所の新設に伴い、学童保育所の名称、位置、定員に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものである。新設する学童保育所は、鉄骨造りの2階建てを学校敷地内に建設しており、定員については1階、2階とも40名となる。これにより、国分小学童保育所の定員は40名増の合計145名となるとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律において母子保健法の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。そこで、本市も子育て支援センターにおいて実施している事業に母子保健事業を追加し、子育て世代包括支援センターとして機能させるため、子育て支援センター条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、条例名そのものを子育て世代包括支援センターに変える必要性はないのか、専門員を含めた人員体制はなどの質疑がなされ、執行部より、機能を1つ追加するという事なので、条例名の改正までの必要性は現段階ではないと思っている。また、人員体制については、現在の保育士に加えて保健師、助産師、栄養士の専門職が配置される予定になっているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、既に令和2年9月定例会で可決された子ども医療費について、中学生通院分の拡大に伴う条例の一部改正であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の見直し及び税制改正に伴う介護保険法施行令の改正により条例の一部を改正するものである。介護保険事業費見込額は、令和3年度から令和5年度までの3か年で総額約163億円と推計され、このうちの23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することとなる。介護給付費準備基金を3年間で1億5,000万円取崩し保険料に充当する予定で、第1段階から第4段階までの方々の負担割合は据え置き、第6

段階以上の方の負担割合を第7期の負担割合に2.5%乗算する措置を行うことで基準額の上昇を抑えるとともに、低所得者への負担の軽減を行い、第8期の介護保険料の基準額を年額6万5,520円とし、第7期の基準額と比較して1,200円の増とするものとの説明を受けました。

委員から、仮に消費税に関する措置が打ち切られた場合、保険料に影響が出るのか、認定者の今後の予測はなどの質疑がなされ、執行部より、消費税の措置が打ち切られた場合は、その軽減額の方は個人で負担するようになる。また、団塊の世代が75歳以上となるのが令和7年で、その頃から認定率が急激に上がると見込まれるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、第1段階から第12段階まで全ての負担が引き上がっているということと、また第6段階、所得120万円未満のところが必要な上昇ということだが、所得120万円というのは決して大きな所得ではないということも考え、今回の引上げについては容認できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第17号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について」。

本条例は、省令の改正に伴い、関係条例及び規則を省令に統一するため条例の全部を改正するもので、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制整備や、従業員への研修の実施、業務負担の軽減や諸記録、保存等のルール明確化を行うために、原則として電磁的な対応を認めること、ハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じること、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築の観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施、感染症の予防または蔓延防止の取組を徹底させるため、委員会の設置や指針等の整備、研修などの実施など、介護事業者の業務負担軽減、利用者の利便性向上のための改正であるとの説明を受けました。

委員から、今回の改正で本当に介護現場の負担軽減になるのかとの質疑がなされ、執行部より、コロナウイルスの感染拡大や災害が多発しているという状況から、業務負担は増加しているものの、書面での記録、保存等や利用者に対して書面で説明しているところが、電子媒体で保存等ができるようになることや、多職種の連携のために直接会って会議等で意見交換していた部分が、テレビ電話等の装置によって代替できるということから、利便性が高まると考えているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論では、提案理由で述べられた対応は必要なことであると思うが、それに伴い新たに介護現場への負担増の部分、抜本的に言えば介護現場の人手不足の問題が解消されない中での負担増の部分は、結果として介護の質の低下を招きかねないという懸念があり、反対を表明するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第18号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、省令の改正に伴い条例の一部を改正するもので、利用者の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制整備及び従業員への研修の実施、災害対応については、地域との連携が不可欠であることを踏まえて、避難訓練実施の際の地域住民との連携、また介護事業者の業務負担の軽減、利用者の利便性向上のために、事業者及びサービスの提供に当たる者が、作成、保存等において、並びに利用者の承諾を受けた場合の説明や同意等において、書面ではなく電磁的な対応を認められることについての1条を加えるものであるとの説明を受けました。

質疑はなく、討論では、さきに反対した議案第18号と共通する部分があると考えるので、同様に反対するとの反対討論がありました。

一方、この改正については、今社会的に問題になっている部分で、これで守ろうという意図でこの内容になっていると思っている。職場においては負担が増えるという問題もあるが、経過措置で3年間で改善し、この間に条例に合う備えをしようというような取組は評価されるべきだと思うとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第19号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、介護予防事業者に関するものであり、省令の改正に伴い条例の一部を改正するもので、改正内容は、議案第19号の条例の一部改正と同様であるとの説明を受けました。

質疑はなく、討論では、議案第18号、議案第19号と共通すると考え、同様に反対をするとの反対討論がありました。

一方、前議案と同じく、この条例の内容が、経過措置の間に地域密着型予防サービス事業の現場でしっかり実現できるような形で頑張っていたいただきたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第20号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第14号から議案第20号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。  
自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第14号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時09分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第15号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第16号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時10分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第17号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第17号について反対の立場で討論いたします。

介護保険制度が始まって20年が過ぎました。3年ごとに介護保険料改定が行われ、今回が8期目となります。当初の介護保険料負担額から約2倍となります。

太宰府市において、住民税本人非課税で公的年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方の属する基準額とされる第5段階では、年額1,200円の負担増です。月額たった100円かもしれませんが、保険料を納めているのに介護サービスが使いづらい、サービス料の負担が困難であるなど、十分に利用できていない状況もあります。介護保険料の負担が大きく、滞納している方もいらっしゃいます。自治体独自の支援制度の検討が必要です。

予算特別委員会でも申し上げましたが、後期高齢者医療の窓口負担増や介護報酬の引上げによるサービスの負担増など、介護保険料に限らず、この世代の方にとっては負担増の嵐となっています。コロナ禍で精神的にも経済的にも厳しい今、負担を増やすときではありません。

以上のことから、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長(陶山良尚議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時12分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第18号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 議案第18号と、関連する議案第19号、議案第20号について反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、4月からの介護報酬改定による介護事業所の人員の基準や配置、規制緩和などの省令改正に基づくものが含まれています。ICTの活用で業務の軽減、職員同士の情報共有の促進、利用者、家族等への情報提供など推進されるとの説明がありましたが、見守り機器の導入で夜間職員の削減の可能性、ケアプラン作成など事務の効率化においても機器導入が困難な事業所があるなど、介護の質の低下が懸念されています。

以上のことから、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時14分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第19号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時14分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第20号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第21号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例 について

○議長(陶山良尚議員) 日程第17、議案第21号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第21号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」、その主な審査内容と結果を報告いたします。

これは、太宰府市景観計画が策定から10年目を迎え、これまでに見えてきた課題を整理し、今後の取組に必要な事項について景観計画の変更を行ったことに伴う条例改正であると説明を受けました。

改正の1点目は、届出対象となる路外駐車場の定義の変更で、これまでは有料駐車場を定義していたが、景観的視点や公平性の観点から、料金徴収の有無や自家用、公共用の利用形態にかかわらず、駐車場の規模によって届出対象とするものと説明を受けました。

2点目は、建築物や工作物の外観変更時の届出基準の変更で、これまでは変更する部分が外観の合計見付面積の2分の1を超える場合を届出対象としていたが、特に参道周辺の建物の場合において、表面のみの外観変更が多いことから届出対象から外れ、町並みにそぐわない建築物が発生することが懸念されることから、道路からの見付面を変更する場合についても届出対象とするものと説明を受けました。

委員から、条例の文言が大きく変わっている理由について質疑があり、執行部から、景観審議会委員の意見を集約して提案の内容としたと回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時19分〉

○議長（陶山良尚議員） ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第22号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第18、議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとして、2款1項9目財政調整基金費3,300万円の増額補正について。これは、歳入に計上している市有地売却代金を財政調整資金へ積み立てるものであります。歳入には、市有地2区画分の売払収入見込額3,300万円の増額補正を計上していると説明がありました。

次に、2款2項5目コミュニティバス運営費800万円の増額補正について。これは、まほろば号の運行に関わるもので、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大に伴い利用者が減少しており、年間の利用者数は前年に比べて3割程度減少するものと考えている。運賃収入の減少を補うため、運行経費に係る補助金800万円を補正計上しているとの説明がありました。

委員から、損失額の全体がどれくらいなのかや、損失の理由は感染症の蔓延だと考えるが、例えば天災地変なども含めて市が負担を負わざるを得ないのかなどの質疑がなされ、執行部からは、概算でまほろば号の運行経費が年間約2億円かかっており、その内訳は、運賃収入が約5,000万円、市補助金が1億5,000万円となっている。今回、運賃収入を5,000万円見込んでいたうちの3割に当たる1,500万円が不足されると考えている。9月補正で500万円計上したほか、11月あたりに利用者が増えた関係もあり、不足する見込みは800万円としている。また、天災地変による損失でも市が負担を負うものであり、例えば今年1月の積雪時には2日運休したが、運転手の人件費などについては経費として市で負担をする形となったなどの回答がありました。

次に、歳入につきましては、19款1項1目財政調整資金繰入金2,908万1,000円の増額補正について。これは、3月補正の財源調整として計上しており、令和2年度末の財政調整資金残高としては、予算ベースで30億7,893万5,235円となる予定であるとの説明がありました。

次に、22款1項8目減収補填債3,300万円の増額補正について。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により市税の減収が見込まれる中、令和2年度限りの措置として、消費や流通に関わる地方消費税交付金、たばこ税、ゴルフ場利用税など、国の地方財政法改正に伴い減収補填債の対象税目に追加されたものである。本市においては、令和2年度の地方消費税交付金のみ減額補正することとし、7款1項1目地方消費税交付金に3,300万円の減額補正を計上している。減収補填債は、その起債額に対し75%の交付税が後年度措置される。また、これに伴

い、第3表地方債補正に減収補填債の限度額3,300万円を計上しているとの説明がありました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第22号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第22号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、2款4項1目の戸籍住民基本台帳費1,916万5,000円の増額補正について。これは、地方公共団体情報システム機構に支払う負担金で、令和2年度のマイナンバー関連事務の委任に係る交付金について、令和2年度請求概算見込額の通知で総額3,368万4,000円の提示があり、差額の1,916万5,000円の増額が必要になったものである。なお、財源は、経費全額を国庫補助金で充当しているとの説明を受けました。

次に、3款1項4目の障がい者自立支援費126万5,000円の増額補正について。これは、4月1日から障がい福祉サービス等に対する質の高い相談支援を提供するために報酬体系が見直されることになっており、それに対応するための障がい者福祉システムの改修費用である。なお、改定率は0.56%の引上げである。財源としては、経費の2分の1を国庫補助金として63万2,000円計上しているとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費については、新生児臨時特別給付金事業200万4,000円と、環境基本計画改定事業の363万円の2件について、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第22号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第22号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第22号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、8款4項3目下水道事業費585万8,000円を増額する補正について。下水道事業会計負担金823万4,000円を増額は、雨水事業に関わる固定資産除却費用に伴う雨水負担金の増によるもの、また、下水道事業会計補助金237万6,000円の減額は、分流式下水道等経費補助金をはじめとする各種補助金の決算見込額の減によるものであり、その差引きの増額補正であると説明を受けました。

委員から、各種補助金の決算見込みが減額となった理由について質疑があり、執行部から、工事等の費用減によるものと回答がありました。

次に、第2表繰越明許費補正について。道路橋梁費の道路新設改良事業について、占用許可物件の管理者との事前協議、調整に不測の日数を要したため、生活道路改良事業につきまして、私有地を通る雨水管排水ルートを変更する工事であり、土地所有者との事前協議、調整に不測の日数を要したため繰越しするものと説明がありました。

また、災害復旧費については、工事の施工に伴う資材置場の場所について、地権者との調整に不測の日数を要したため繰越しをすると説明がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第23号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第19、議案第23号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第23号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第23号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」。

今回の補正予算案は、歳入予算組替えであり、総額においては差引き増減なしとなっている。内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する国、県からの財政支援に伴うものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第23号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(陶山良尚議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時43分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20と日程第21を一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第20、議案第24号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」及び日程第21、議案第25号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番(宮原伸一議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第24号及び議案第25号につきまして、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第24号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」。

収益的収入の給水収益3,094万5,000円の増額補正。これは、新型コロナウイルス感染症対策の影響で手洗い回数や在宅時間が増加したことにより、水道の使用水量が増えたことによるもの。収益的支出の消費税及び地方消費税511万8,000円の増額補正。これは、給水収益の増額に伴い、課税売上げ等に関わる消費税が増加し、消費税の納付額に不測が生じる見込みとなったことによるものと説明がありました。

次に、資本的収入の工事負担金114万円の増額補正。これは、配水管の布設替え等に伴い消火栓の新設工事箇所が増加したため、一般会計の工事負担金が増額したことによるもの。資本的支出の小規模生活ダム事業費945万3,000円の減額補正。これは、福岡県が実施する令和2年度分の北谷ダム堰堤改良事業の事業量減によるものと説明がありました。

委員から、消火栓の設置地区について質疑があり、執行部から、大佐野台2か所、五条2か所、梅香苑1か所、国分1か所の計6か所との回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第24号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」。

収益的収入の他会計負担金823万4,000円の増額補正。これは、収益的支出の資産減耗費の固定資産除却費のうち雨水事業に関わる一部を一般会計が負担するものと説明を受けました。

他会計補助金237万6,000円の減額補正。これは、下水道事業会計の繰り出し基準に基づくもので、決算見込みにより各補助金が当初予算額に対して増額するものと説明を受けました。

その他特別利益5,253万1,000円の増額補正。これは、本市が加入している御笠川那珂川流域下水道及び宝満川上流流域下水道の維持管理負担金の剰余金精算金であると説明を受けました。

収益的支出の資産減耗費4,833万7,000円の増額補正。これは、老朽管更新の経理方法の変更によるもの及び污水管及び雨水管の設計委託等で取得した設計書等の資産のうち、工事箇所の変更や中止などにより使用されなかったものについて、建設仮勘定として整理したままとなっているものを、今後使用する見込みがないので除却するのと説明を受けました。なお、この支出は、会計処理上のものであり、現金の支出はないと併せて説明を受けました。

消費税及び地方消費税785万6,000円の増額補正。これは、公共下水道使用料の増額などに伴い、課税売上げ等に関わる消費税が増額し、消費税の納付額に不足が生じる見込みとなったことによるものと説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第25号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第24号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時50分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第25号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時51分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22から日程第28まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第22、議案第26号「令和3年度太宰府市一般会計予算について」から日程第28、議案第32号「令和3年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第26号「令和3年度太宰府市一般会計予算について」から議案第32号「令和3年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月25日、第1日目の予算特別委員会において所管部長から各予算の概要説明を受け、2日目の3月15日及び3日目の3月16日に、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席の下に審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明において、1月の内閣府月例経済報告によると、我が国の景気の様子は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるということ、また総務省の令和3年度地方財政計画において、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進やまち・ひと・しごと創生事業の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税を前年度より増額するなど、63兆1,000億円もの一般財源総額が確保されたこと、そのような中、本市の令和3年度予算は、コロナ危機を乗り越え公約を実現する積極的集大成予算と位置づけて提案したと表明されました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響で市税が大幅に減収となるものの、使用料の見直しによる収入増、ふるさと納税の拡充による自主財源の確保、基金の活用などで財源を捻出したとのこと。

歳出では、事業を見直すとともに、コロナ禍の下、市民生活の安定や事業者の継続支援、観光客回復のための取組、地域資源を活用するための産品開発など、将来を見据えた財源確保を進めていきたいとの説明を受けました。

委員会審査におきましては、令和3年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方には、日常において新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながらのご対応に、改めて御礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討いただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それでは初めに、議案第26号「令和3年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和3年度の一般会計予算総額は255億3,377万円で、前年度予算と比較して5億15万円、2.0%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

質疑を終え、反対討論及び賛成討論の後、委員会採決の結果、議案第26号は賛成多数をもって

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第28号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第29号「令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第30号「令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について審査を終わり、委員会採決の結果、議案第27号、議案第28号及び議案第30号は委員全員一致で、議案第29号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号「令和3年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第32号「令和3年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第31号及び議案第32号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会では審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第26号「令和3年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第26号、令和3年度太宰府市一般会計予算案について、反対の立場で討論いたします。

収束の見通しの立たない新型コロナウイルスの影響の下で、国、県、地方自治体が国民、市民に寄り添うことが今何よりも求められています。楠田市長は、令和2年度、機動的に対応されてきた部分も多くあると思っております。さらに、提案されております令和3年度太宰府市一般会計予算案でも、全ての支出項目に反対するわけではありません。厳しい状況の中でも、前進面として評価できることも含まれていることは認めます。

予算書と一緒に配付をされました当初予算説明資料では、義務的な支出以外の経費を前年度予算比で5%以上削減に努めるとともに、各部単位で3つ以上提案するボトムアップ事業については、新規事業を提案する際は、既存事業の改善、廃止を併せて行うことで財源の捻出、確

保を行うスクラップ・アンドを要件とするなど、徹底した事業の精査を行い、支出の見直しや効率化等を図りましたと述べられています。

中国の「礼記」にちなんだ故事成語に「入るを量りていずるを制す」という財政の心構えについて述べた言葉があります。まず、収入をしっかり把握した上で支出を調整するという入りと出の基本を説いていますが、収入面では歳入減を想定しておられると思いますが、歳出面についてはどうなのか、予算特別委員会の中でも多くの疑問が出されました。

とりわけ、予算書に多く散見されております各種団体への補助金について、その補助金を支出するに足りるルールにのっとった支出がされているのか、根拠があるのかということについては、これまでも再三議会でも議論されてまいりましたし、監査委員からも改善が求められておりますが、その具体的な改善策が見えないまま、恒常的に継続的に計上されているのではないかと一面があるように思います。

さらに、詳細な点では、これまでも改善を求めてきました同和関連の支出におきまして、運動団体への補助金の支給、扶助費の支給が行われていることは容認することはできません。

入るを量らず、いずるも制さずということのないような財政運営に当たっていただくことを述べまして、提案されております令和3年度一般会計予算案には、同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

コロナ危機を乗り越え公約を実現する積極的集大成予算と銘打たれた令和3年度予算です。編成された予算の骨子については尊重いたしますが、どうしても見逃せない箇所について、改めてここで言及しておきます。

まず、歳出についてです。

第六次総合計画の策定について、多くの議員がただしたにもかかわらず、計画策定に向けての明言はとうとう最後までありませんでした。

コミュニティバス運行補助金について、運賃の値上げによる収入増を見込んだ金額が既に計上されています。運賃見直しのために必要な検証のプロセスはこれから行うとのことでしたが、結論ありきの検証になりはしないか危惧しています。

中学校完全給食について、予算に計上されたランチサービスの充実の先に完全給食の実現があるのか、これもまた多くの議員がただしたにもかかわらず、不明のままです。

そして、歳入についてです。

何より心配なのは、6億円の市税激減を補う財源の捻出、3つの2億円に関して、あまりにも見込み過ぎる数字が列記されていることに驚きました。ふるさと納税の寄附額を令和2年度の4億円から7億円を目指すとか、まほろば号の運賃と市民プールの使用料の見直しによる増収分を見込むとか、各種補助金の見直しについても、その方針がよく分かりませんでした。このような甘い見込みで6億円の捻出ができるものか、心配です。

そしてもう一つ、公園施設等使用料の1万2,000円です。歴史スポーツ公園内の占用物である物置を市が寄附受納したことにより発生した使用料収入です。少額ですが、問題の解決をさらに大きく遠ざけることになりました。

令和3年度は、コロナ禍で不測の事態が予測されることから、歳入の見込みはかなり不透明であると考えます。歳入の減少に臨機に対応しながら、予算執行に当たっては何よりコロナから市民を守ること、市民生活の支援を最優先事項として取り組んでいただくことをお願いします。

以上、若干の懸念を申し上げましたが、同会派の笠利毅議員とともに賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午後0時04分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第27号「令和3年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時05分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第28号「令和3年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時05分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第29号「令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番(藤井雅之議員) 提案されております議案第29号、令和3年度太宰府市介護保険事業特別会計予算案につきましては、さきに会派として反対いたしました議案第17号との関連がございます。引き上げられた保険料を前提にして組まれた予算案でありますので、同様に同会派の神武議員とともに反対を表明いたします。

○議長(陶山良尚議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(陶山良尚議員) 多数起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午後0時06分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第30号「令和3年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時07分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第31号「令和3年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時08分〉

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第32号「令和3年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第33号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第10号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第29、議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第10号)について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任

委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） 2つの常任委員会に分割付託された議案第33号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとして、10款1項2目新型コロナウイルス感染症対策関係事業費1,560万円の増額補正について。これは、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策を強化するために必要な保健衛生用品の購入や、3密対策のための経費でありました。

児童・生徒数の学校規模に応じ、補助上限が定められているため、その上限に合わせて予算を計上しており、予算上は需用費で全額計上しているが、今後学校と協議しながら、必要とされる物品の購入等にも対応していきたいとのことでした。

また、これに関連する歳入として、教育費国庫補助金、学校保健特別支援事業補助金の補助率が2分の1となっていることから、780万円を計上し、残り半分について総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、同事業の2分の1、780万円を計上しているとのことでした。

併せて、本事業は全額を令和3年度に繰越しすることから、繰越明許費補正として計上してありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費5,754万2,000円の増額補正について。これは、国の令和3年度補助事業に要望していた水城西小学校教室4号棟の外部大規模改造事業が令和2年度の前倒し事業としての補助採択を受け、より有利な補助金、地方債を活用しての実施が可能になったことにより、補正計上しているものでした。

これに関する歳入として、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金として855万円、小学校債、小学校施設整備事業として4,790万円を計上してありました。

また、これらの予算額全額を繰り越すことから、繰越明許費補正として5,754万2,000円が計上されており、これに伴う地方債補正として、小学校施設整備事業債4,790万円を追加しているとのことでした。

委員から、工事の期間や内容についての質疑がなされ、執行部より、期間は長期休業期間中となり、内容は外壁と屋上の防水工事になるとの回答がありました。

次に、歳入として19款1項1目財政調整資金繰入金109万2,000円について。これは、今回の補正の財源調整として計上しているものであり、令和2年度末の財政調整資金残高としては、予算ベースで30億7,784万3,235円となるとの説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等につ

いて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第33号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第33号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分としましては、第3表債務負担行為補正で、令和2年度から新型コロナワクチン接種の速やかな接種に向けて、準備に必要な経費及び令和3年度からの接種の実施に必要な経費として、予防接種会場関係器具等賃借料及び人材派遣業務委託料の2件の変更である。

内容としては、接種開始時期が遅れていることから、令和3年度の会場借り上げ期間の見込みを7か月から8か月に延ばして計算し、26万9,000円を増額した4,040万1,000円を計上するもの。

次に、人材派遣業務委託料については、集団接種の際の会場の受付や案内等に携わる事務職員を人材派遣業務として委託した場合の費用で、筑紫医師会との協議の中で、休日の接種時間の最長の設定を6時間から、午前、午後1時間ずつ延ばして調整していることと、接種後の事務処理等の費用を加えたことによる変更で、3,561万7,000円を加算した6,276万1,000円を増額計上しているとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第33号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第34号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第30、議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとして、2款1項4目広聴広報費165万円の増額補正について。これは、市からの情報やお知らせをテレビのデータ放送でリアルタイムに届けるサービスに関する補正でありました。

具体的には、テレビのdボタンの画面に太宰府市の大雨や台風等の災害情報、コロナ関連の情報などを配信できるサービスで、スマホやパソコンを使っていない高齢者の方などにも、テレビ画面から簡単な操作で情報が閲覧できるサービスを考えているとのことでした。

この歳出予算の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部165万円を予定していると説明を受けました。

次に、2款1項10目職員管理費1,915万8,000円の増額補正について。これは、新型コロナウイルス対策に係る支援の一環で、緊急雇用対策事業として会計年度任用職員の雇用を創出し、生活支援を図るものでありました。

内容は、フルタイム会計年度任用職員4名分の人件費、及び学校関係の雇用に係る費用のうち共済費等を合わせて計上しているものであります。

学校関係以外の配属先としては、福祉関係、保育所等への雇用を想定していると説明があり

ました。

財源については、本歳出も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額充当するものであるとのことでした。

次に、10款1項2目学校教育運営費1,564万3,000円及び不登校対策費945万5,000円の増額補正について。これは、令和3年度においても引き続き学校における感染症対策を継続する必要があり、令和2年度に配置したスクール・サポート・スタッフを各学校に引き続き1名配置するためのものであると説明がありました。

財源については、歳入に計上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、スクール・サポート・スタッフ配置事業助成金を充当するとのことでした。

また、不登校対策費については、新たにスクールソーシャルワーカー1名、不登校対応専任教員2名を雇用する予定であり、新型コロナウイルス感染症の拡大が一つの要因となり不登校児童・生徒が増加傾向にあることから、その対応に当たるための人材を雇用する人件費予算であるとの説明を受けました。

次に、10款4項4目図書館管理運営費425万3,000円の増額補正について。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のメニューの一つである図書館パワーアップ事業により、図書館の基本図書や郷土資料の更新及び新刊書購入費用として400万円、館内に設置する本の除菌ボックス1台分の購入費用として25万3,000円を計上するものであると説明がありました。

いずれもコロナ禍における読書環境の充実を図り、在宅で過ごす時間を少しでも有意義に過ごしてもらい、外出抑制につなげることを目的としているとのことでした。

委員から、令和3年度当初予算で図書購入費が1割程度減額になっていたが、今回の補正で増額させたということになるかなどの質疑がなされ、執行部より、そのとおりと異なるなどの回答がありました。

次に、歳入につきましては、15款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億8,808万3,000円について。これは、国から指示があった第3次配分の交付限度額を全額計上するものであり、今回の補正予算の財源とするものであると説明がありました。これによる太宰府市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は11億4,771万1,000円になるとのことでした。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第34号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[9番 小島真由美議員 登壇]

○9番(小島真由美議員) 次に、議案第34号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項1目社会福祉総務費1,500万円の増額補正について。まず、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に生活物資をお届けする支援について、令和3年度においても継続して行うための予算で、1セットを1万円程度として、200セット、200万円を計上している。

次に、生活困窮者生活支援金1,200万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少や失業等による生活困窮となった世帯に対し、現在社会福祉協議会では緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付けが実施されており、これまで1,000件に迫る申込みを受け付けていると聞いている。しかし、長引く困窮状態から生活を立て直すために特例貸付けの申請を行ったものの、多額の債務や健康状態により償還が見込めないなどを理由に、審査の結果、不承認となるケースが多く発生している。そこで、これらの特例貸付けが受けられない世帯に対して生活費の一部を支援することで、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者生活支援金を支給するもの。特例貸付けにおいて不承認決定を受けた世帯を対象とし、給付金額を1世帯10万円とする。

次に、生活困窮者支援活動等補助金100万円は、団体等の支援活動の活性化をさらに図り、市民の生活の安定につなげることを目的に、生活困窮者支援活動等補助金を創設する。補助金額は、生活に困窮する市民に向けた活動における消耗品や使用料などの必要経費の2分の1で、上限額を10万円としている。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、自宅療養者等への生活物資はどのように確保しているのか、また現在の執行状況はなどの質疑があり、執行部からは、5セットほどストックし、不足すればその都度購入している。今現在、5世帯8セットを支援しているとの回答がありました。

また委員から、生活困窮者生活支援金10万円は、1,200万円の予算枠までかなどの質疑があり、執行部からは、1,200万円の予算枠が終わった場合は、その段階で再検討するとの回答がありました。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢者施設等関係費1,600万円の増額補正について。これは、高齢者施設等従事者特別支援金1,600万円、新型コロナウイルスの感染リスクが高い最前

線で献身的に介護等の業務に当たる市内の高齢者施設等の従業者に、安心して従事できるよう当該高齢者施設等を運営する事業者に対し一律10万円の特別支援金を給付するもの。対象事業所は、市内に所在する高齢者施設等、介護系、医療系の事業所合わせて約160事業所を見込んでおり、1事業所当たり10万円で1,600万円を計上するものである。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額充当するとの説明を受けました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費754万8,000円の増額補正について。これは、2つの補助事業の経費を計上しており、いずれも新型コロナウイルスの対策として支援を行う心温まる7つのサポートの子育てサポートとして実施するものである。

まず、1つ目の待機児童支援補助金については、認可保育所等の待機児童のうち、届出保育施設に通う児童の保育料の一部を補助し、世帯の経済的負担を軽減することで、コロナ禍における子育て世帯の生活の安定を図ることを目的として実施するもの。対象は、認可保育所を待機となり、届出保育施設に通う児童で、なおかつ幼児教育・保育の無償化の対象とならないゼロ、1、2歳児を持つ市民税課税世帯が対象となり、補助額は無償化の限度額4万2,000円を上限とし、届出保育施設の月額保育料から認可保育所に入所した場合の月額保育料を差し引いた額の半額を補助するもの。

次に、届出保育施設運営支援補助金について。届出保育施設は、多くの待機児童を抱えた本市にとって、認可保育所と同様に重要な保育資源であることから、コロナ禍において子育て世帯が安心して子どもを預けることができるよう、届出保育施設の安全かつ健全な保育環境の確保及び保育環境の充実を図ることを目的として、施設に対し運営費の一部を補助するもの。補助基準額は、1施設当たり10万円に児童1人当たり1万円を上乗せした額としている。対象となる施設は市内に6施設あり、児童数が250名として、総事業費は310万円を見込んでいる。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を同額充当するとの説明を受けました。

次に、4款1項1目保健衛生総務費480万4,000円の増額補正について。これは、3つの事業の経費を計上しており、これらの事業も新型コロナウイルスの対策として支援を行う心温まる7つのサポートとして実施するもの。

まず、例年いきいき情報センター2階フロアにて元気づくりポイント交換を実施しているが、交換会場が密になりやすいこと、いきいき情報センターが新型コロナのワクチンの接種会場に決まったことなどから、今年度についてはポイント交換の方法を郵送による交換に変更するため、郵送費用を計上している。

次に、コロナ禍において災害時の避難所や各種イベント等における体調不良者の健康状態観察の一助として、体内の酸素飽和度が確認できるパルスオキシメーターを準備し、イベントへの貸出し等を行っていくものである。パルスオキシメーター30台の購入費用として118万8,000円を計上している。

次に、新型コロナ対策としてのBeautiful Harmony事業の一環として開始

した家族内感染対策事業について、令和3年度も継続して事業を実施するために200万円計上するもの。事業内容は、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者と認定された人の家族や、医療従事者とその家族などの宿泊費を助成することで、安心できる居場所を確保し、家族内での感染の防止を図るとともに、宿泊者が減少している宿泊施設の活性化を図るものである。

これらの事業の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付から全額充当するとの説明を受けました。

次に、同項2目保健予防費3億9,423万4,000円の増額補正について。これは、ワクチン接種に係る体制確保と接種に係る費用について計上したものであり、内訳は、接種会場に入る保健師の雇い上げ費用、接種の際の予診と接種に携わる医師及び看護師への報酬、予約決定通知等の用紙、プリンタートナーなどの事務用品、接種に使用する医薬材料、救急の際の医薬製剤等の消耗品、接種券等の印刷費用、接種券等の郵便料、コールセンターの電話料、使用済みの注射器や針の廃棄物処理の手数料、診療所としての開設手数料などのほか、委託料として予防接種台帳等のシステム改修、接種会場の運営等に関する各種委託料、予約や問合せに対応するためのコールセンターの業務委託料、予防接種委託料、集団接種会場までの送迎車運行業務委託料など、合わせて1億1,942万4,000円を計上している。

その他、集団接種会場に設置する予約確認用のパソコン等の機械器具等の借り上げ料、ワクチンを保管するためのディープフリーザー用のコンセント新設工事等、ワクチン保管のための冷蔵庫や自動手指消毒器、救急処置用の器具等の費用を計上している。

なお、財源は全額国庫支出金で充当しているとの説明を受けました。

委員から、ワクチン接種の人材派遣や会場借り上げは何か月を想定しているのか。また、人材派遣される方は特殊な資格を要するのか。送迎車運行業務委託料の詳細はなどの質疑があり、執行部からは、人材派遣等の期間は約8か月を想定している。また、特別な資格は必要ない。送迎は、とびうめアリーナへの西鉄都府楼前駅からの運行を考えているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、コロナ禍で考えてきた政策が、コロナ後にも続くようなものが出始めているような印象を持っている。ワクチン接種が始まるので、コロナ後の社会、町の在り方というのも考えていく必要というのがだんだん高まってくると思うので、皆さん自身のアイデアなど様々な情報を得て新しいアイデアも生まれてくる。今後のさらなる政策に期待を寄せておきたいと思い、賛成とするとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第34号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第34号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

[2番 宮原伸一議員 登壇]

○2番(宮原伸一議員) 各常任委員会に分割付託されました議案第34号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、主な審査内容と結果を報告いたします。

7款1項4目商工振興費を1億6,400万円増額する補正について。商工会体制強化補助金100万円。緊急事態宣言の再発出等に伴う事業者からの経営相談対応や補助金申請の支援及び本市の中小企業等一時支援金の受付及び形式審査を商工会に依頼するに当たり、商工会において専門職を任用する等の体制の強化を図ることを目的とすると説明を受けました。

サテライトオフィス整備支援事業補助金300万円。コロナ禍において企業が取り組む多様な働き方推進及び地域経済の活性化を目的とし、市内の空き物件を購入または賃借し、新たにサテライトオフィスを開設する事業者等に対して、その開設に要する費用の一部を支援するもので、補助額は対象経費の2分の1以内、1件当たりの上限額は100万円と説明を受けました。

中小企業等一時支援金1億円は、令和3年1月に発出された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により売上げが50%以上減少した事業者に対し、国における緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金に一定額を限度に加算し給付し、事業継続の支援を行うもので、給付額については、個人、法人の区別は設けず、前年または前々年の年間売上額に応じて、5万円から15万円を段階的に給付するものと説明を受けました。

プレミアム付商品券事業補助金6,000万円は、コロナ禍で萎縮する市民消費の喚起と、大きな打撃を受けた地域経済の活性化を目的として実施するもので、令和2年度に実施したプレミアム付商品券事業の実績、効果等を見極めながら、商工会と詳細に協議を進めていく予定であると説明を受けました。

なお、4つの事業の財源は、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であることも併せて説明を受けました。

委員から、サテライトオフィスの応募件数について質疑があり、執行部から、問合せは5件あり、その中には現在進行形のものもあるが、事業完了を年度末としていることもあり、スケジュール的に厳しいことから、今回改めて補正計上していると回答がありました。

また、プレミアム付商品券のプレミアム率及び開始時期について質疑があり、執行部から、今年の2月末に終了した前回のプレミアム付商品券の詳細な分析が終了していないため、分析結果を見極めた上でプレミアム率を検討していきたい。また、スタート時期については、夏頃と考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第34号当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31と日程第32を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第31、議案第35号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第11号）について」及び日程第32、議案第36号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和3年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算2件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号から議案第36号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第35号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,608万円増額し、予算総額を349億4,872万1,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、福岡県知事の辞任に伴い、急遽執行されることとなりました福岡知事選挙の令和2年度に要する費用と、また今議会におきまして令和2年度一般会計補正予算（第9号）として提案しております地方消費税交付金の減額と、その代替措置である減収補填債につきまして、令和2年度地方消費税交付金が確定し、減収補填債の限度額を増額する必要が生じたことから、関係する予算を追加計上しております。

次に、議案第36号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,860万4,000円増額し、予算総額を261億9,024万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、議案第35号でご説明いたしました福岡県知事選挙の執行に係る令和3年度に要する費用を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第35号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号及び議案第36号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

議案第35号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時42分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第36号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 発議第1号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（陶山良尚議員） 日程第33、発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

〔13番 長谷川公成議員 登壇〕

○13番（長谷川公成議員） 発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」提案理由を説明いたします。

本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するため、その環境整備を図る観点から、市民が議員として活動する場合に制約となる要因を解消することを目的に、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出席について、産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。

また、行政手続等において、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえ、市議会への請願に関わる署名押印の見直しを行うものです。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は、議会運営委員であります神武綾議員、小畠真由美議員、笠利毅議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員です。

以上が太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨及び内容です。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 閉会中の継続調査申し出について

○議長(陶山良尚議員) 日程第34、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして令和3年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和3年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後0時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年5月21日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 堺 剛

会議録署名議員 入 江 寿